翌AIF事務所便り

2023.1.1/366 号



-- contents --

- ◆新年のごあいさつ
- ◆景気動向 今後の見通し
- ◆借り上げ社宅の税金一個人は節税で、会社はかわらない
- ◆インボイス制度 免税事業者の選択と経過措置
- ◆インボイス業者扱いの消費者・農林漁民
- ◆令和 5 年度分年末調整の注意点

● ● ● 新年のごあいさつ ● ● ●



明けましておめでとうございます。

皆様の温かいご支援を持ちまして税理士法人 AIF 及び株式会社 AIF も今年で創業 32 年を迎え ることが出来ました。

コロナも少し落ち着きつつありますが、あらゆる原材料、光熱費、ガソリン価格、人件費等、 企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。ただ、1929年の大恐慌期でさえ、世 界経済は全体として 2%成長し、戦後の焼後の渦中でさえ、トヨタ、ホンダ、ソニーは育ってい きました。

自社の不振の理由を論えれば百万とあります。しかし、それはビジネスの世界では単なる泣き 言に過ぎません。逆境の時こそ企業・事業を見直すチャンスでもあります。

企業とは、生活利害を共有する社会集団であり、富の源泉は、社員1人1人がリスクを背負い、 創造力を生み出すことです。そうであれば、利益を生む仕組みづくりとは、社員が創造力を発揮 できる職場環境づくりこそが経営者の一番の仕事かと思います。

働きやすい職場環境づくりとは、まず経営者自身がどんな職場で働こうと思うかです。 まず第一に明るい職場かどうかです。

暗い職場でモチベーションはあがりません。最近節電と称して、照明を落としているスーパー 等を見かけますが、暗い店舗で購買意欲は増加するのでしょうか。

また物理的ではなく、イヤな上司や公私混同の経営陣がいる会社で頑張って働くことは難しい です。会社の人間関係の雰囲気が良いと自然と職場も明るくなるでしょう。

次に、頑張った成果を正当に評価してくれるかどうかです。

そのためには一定の経理の公開やそれに伴う決算に応じた決算賞与、各人の業績に応じた業績 給等の給与システムづくりは不可欠となります。

弊社では今後とも経営に役立つ経理情報の確立をモットーに奮闘してまいります。 2023年も、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。 本年も宜しくお願い申し上げます。



税理十法人 AIF

株式会社 AIF 総研

代表税理十 社員税理士 社員税理士 社員税理士 税理士

今西 崇男 山本 久美子 塚本 剛 馬道 昂志 川上 雅人

珍田

2023年1月1日

税理士

代表取締役 今西 崇男 取締役 永嶋 道隆

社員一同

高穂

景気動向 今後の見通し

倒産は6カ月連続増、円安・物価高・人手不足の「トリプルパンチ」が追い打ち

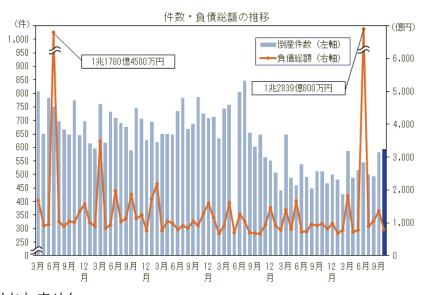
2022 年 10 月の企業倒産は 594 件発生し、前年同月(512 件)を大幅に上回ったほか、3 月の 587 件を上回って今年最多を更新しました。また、今年 5 月以降 6 カ月連続での増加となるなど倒産増加トレンドが強まるほか、7 カ月ぶりに全都道府県で倒産が発生するなど、倒産増の動きは都市部から地方へと伝播しつつあります。

足元では水際対策の大幅緩和など、インバウンドを中心に経済復興への動きが着実に進む一方で、円安・物価高・人手不足の「トリプルパンチ」が最後の追い打ちとなって、事業継続を断念する中小企業が増加しています。10月の「物価高」倒産は単月で過去最多を更新、「円安」倒産も今年最多に並ぶ7件が発生しました。「人手不足」倒産も、従業員やキーマンの退職などで経営難に陥ったケースが相次ぎ、2022年1-10月の累計で既に前年実績を上回っています。

また、「後継者難」倒産の動向にも目を向ける必要があります。2022 年 10 月の後継者難倒産は 56 件発生し、単月としては過去最多を更新しました。年間を通じて最多だった前年(466 件)を上回るペースでの推移となります。後継者難倒産の多くが、代表者の病気や死亡により事業が行き詰まったケースとなる一方、具体的な承継策を考えていたものの、コロナ禍における自社事業の先行きなどを見据え、最終的に事業をたたむ決断を下したケースが散見される点が特徴的です。

2022 年の倒産は 3 年ぶり増加へ 前年からの「反動増」+「黒字倒産」の発生

帝国データバンクの調査では、2021年度の企業の平均借入金利は0.97%となり、調査開始の2006年度以降で初の1%割れとなりました。2007年度(2.33%)をピークに借入金利は低下が続いたなか、利子が事実上免除される通称「ゼロゼロ融資」の急拡大を受け、企業の利息負担が大きく減少したことが背景にあります。一方で、こうした融資の返済は2023年春頃から本格化する見通しです。無利子・元本据え置きに永らく慣れ切った後の返済開始は、債務の多寡を問わず、現状でも業績不振に苦しむ企業に



とってコロナ禍からの立ち直りを阻む障壁となりかねません。

足元の企業倒産は、月平均 600 ~ 700 件台で推移したコロナ前に比べれば低水準であるものの、増加基調がより鮮明となってきました。現在の発生ペースが維持された場合、2022 年通年の倒産件数は 6200 ~ 6300 件台に到達する見通しで、3 年ぶりの増加となります。現在の増加局面は、官民の積極支援で大幅に発生が抑制されてきた前年からの反動増といった性格を帯びています。ただ、水際対策緩和など経済復興が推し進められるなかで、景況回復期に多く見られがちな、仕入れ増や人件費増、設備増強に伴う運転資金需要に資金調達力が追い付かない「黒字倒産」の発生も、今後の倒産増加の後押しとなる可能性があります。企業調査の最前線からも「明らかに信用不安に関する問い合わせが増えてきた」との声が聞かれるなか、原材料高や「2024 年問題」に直面する建設・運輸産業、人手不足の影響が顕著なサービス業といった動向を特に注視したいです。

借り上げ社宅の税金ー個人は節税で、会社は変わらない

借り上げ社宅制度で個人の税金負担は減る

会社が住宅の賃貸物件を借り上げして従業員等に貸与する「借り上げ社宅」制度を導入すると、通常、その従業員等の税金(所得税・住民税)の負担が減ります。それまで給与としていた額の一部を「借り上げ社宅」費用に充て、その分給与額面を減らす仕組みとなるためです。対象者は給与を減らされても、それまで支払っていた家賃費用を支払わなくてよくなるので困りません。

例:家賃15万円の社宅で自己負担5万円

従前:給与 45 万円家賃 15 万円で残 30 万円 導入後:給与 35 万円家賃 5 万円で残 30 万円

※給与額面 10 万円に対する税金負担が減るので手取りは多くなります。

一方、会社側の経費負担は変わりません。

従前:給与45万円の支払い

導入後:給与35万円+家賃15万円-本人負担家賃5万円で45万円の支払い

※厳密には、会社負担の社会保険料等が、給与額面 10 万円にかかる分、減ります。

借り上げ社宅制度導入時に気を付けること

社宅制度には<u>社宅規程</u>の整備が必要です。特定の人だけが経済的利益を享受しないような規程ぶりとしなければなりません。

また、借り上げ社宅は、礼金や更新料、退去時の原状回復費用なども借主である会社負担となります。 入居者負担額を決める際は、この諸費用負担の考慮も欠かせません。

社宅の適正家賃の計算方法(従業員の場合 小規模住宅の役員にも適用可)

借り上げ社宅の場合、家賃全額が会社負担では、従業員等に対しての給与とみなされ、課税の対象となります。課税されないためには、一定額の家賃(「賃貸料相当額」)を従業員等から徴収する必要があります。賃貸料相当額は(1)から(3)の合計です。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) ×0.2 パーセント
- (2) 12 円×(その建物の総床面積(平方メートル)/3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) ×0.22 パーセント

従来、受取家賃は、支払家賃の 50%ならよいとか、従業員は 10 ~ 20%の家賃とし、最終手段は、 税務調査で正しい家賃を算出してもらえばよいなどもいわれてきました。

以前は固定資産税の課税標準額は大家さんに聞くしかありませんでしたが、いまは賃借人も請求できますので、適正家賃の計算ができます。適正家賃の計算をし、給与課税されない金額を決めましょう。



使用人から受け取る家賃が賃貸料相当 額の 50 パーセント以上であれば、受 取家賃と賃貸料相当額との差額は、給 与として課税されません。こうした計 算は税理士にご相談ください。

インボイス制度 免税事業者の選択と経過措置

免税事業者はインボイスで選択を迫られる

令和 5 年 10 月開始のインボイス制度は、免税事業者の方に選択を迫ります。免税事業者のままでいた場合、今まで認められていた取引相手の仕入税額控除が減ってしまう可能性があるからです。

課税形態によって異なる取引相手への影響

では、実際どんな取引相手に影響があるのかを見てみましょう。

- ①自分が免税事業者、相手も免税事業者
- お互い消費税の納税義務が免除されているので、影響はありません。また、取引相手が消費者の場合も、仕入税額控除を行わないため、影響はありません。
- ②自分が免税事業者、相手が簡易課税制度適用の課税事業者 簡易課税制度は「みなし仕入れ率」で売上に係る消費税額から控除を行うため、適格請求書を発行 していない免税事業者相手でも影響はありません。
- ③自分が免税事業者、相手が課税事業者

簡易課税制度でない課税事業者は、<u>令和5年10月以降は適格請求書がなければ、仕入税額控除ができません。</u>ただし、令和5年10月から<u>最初の3年間は免税事業者の請求する消費税額の80%</u>、次の3年間は50%を仕入税額控除可能です。

つまり、③の場合は経過措置の適用があっても、<u>取引先は今までよりも仕入税額控除額が減り、消費</u> 税納税額が増えるため、免税事業者との取引については購入価格の実質的な値上がりが起きてしまうの です。

課税事業者になるか、ならないか?

<u>免税事業者が課税事業者になり、適格請求書発行事業者登録をすれば、課税事業者の取引先との関係は継続しやすいでしょうが、消費税の納税義務が発生するため、現状の売上のままだと利益は減少しま</u>す。

逆に<u>免税事業者のままでいると、取引先の仕入税額控除が減るため、関係に影響が出る</u>可能性があります。また、<u>免税事業者が消費税を請求して受け取る権利はあるものの、あえて消費税を含まない請求</u>に変更した場合は、現状より利益は減少します。

免税事業者の方は、経過期間の80%・50%の仕入税額控除、取引先の状況、取引先との関係値等、様々な要因を加味して、いつから適格請求書発行登録をするのか、はたまたしないのかを決めることになります。価格改定の話をしなければならないケースも出てくるのではないでしょうか。



インボイス業者扱いの消費者・農林漁民

要件としてのインボイスと例外一

適格請求書(インボイス)等保存方式の下では、インボイスの存在は仕入税額控除の要件です。ただし、その 発行の要求が困難なものとしての次のものには、インボイス発行は要求されません。

- ① 3 万円未満の公共交通機関旅客運送
- ②使用の際に回収される入場券等
- ③3万円未満の自販機による商品販売等
- ④郵便切手類を対価とする郵便サービス
- ⑤従業員に支給する通勤費、出張旅費等

インボイス例外二

また、委託販売での取引とも言える次のものにも、インボイス発行は要求されません。

- ⑥卸売市場において行われる生鮮食料品等の販売
- ⑦農協・漁協・森林組合等に委託して行う農林水産物の販売

<u>インボイス例外三</u>

さらに、一般消費者が売り手となる次のものにもインボイス発行は要求されません。

- ⑧宅地建物取引業者への建物の売却
- ⑨古物営業を営む者への古物の売却
- ⑩再生資源及び再生部品の売却
- ⑪質屋を営む者の質物の取得

免税事業者からの仕入でのインボイス不要

上記の内、③⑥⑦は事業者からの仕入ですが、その中には免税事業者が含まれています。特に、⑥⑦は農業者、 漁業者、林業者からの仕入であり、それらの小規模事業者との取引者を保護する政策的配慮です。

消費者からの仕入とみなすインボイス取引

それに対して、⑧⑨⑩⑪は、取引の相手が一般消費者である場合を通常事例と想定しての規定であり、一般消費者をインボイス事業者とみなすような扱いになっている、事業者配慮の政策的規定です。インボイスを発行できない事業者や消費者からの仕入税額控除制限規定をこれらでは機能させていません。

なお、⑧⑨⑩⑪の取引は、棚卸資産を取得する取引についてだけ適用なので、不動産や中古資産や再生資源を自己使用目的で購入する場合にはインボイスなしでの仕入税額控除特例の対象にはなりません。それならばと、⑨の不動産取引については、仲介業者に棚卸資産として購入してもらってから転売してもらう、取引の類型転換が増えるかもしれません。

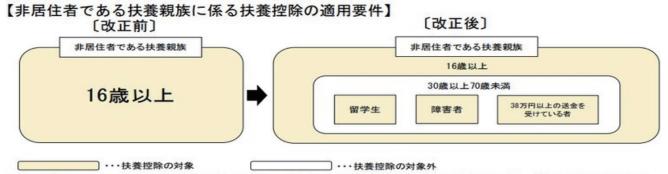
我々をいじめる制度にすると国が亡 びることになる

令和5年度分年末調整の注意点

国外居住親族に係る扶養親族の見直し

国外居住の30歳以上70歳未満の者を扶養控除等の適用対象者にするためには、留学生・障害者を除くと、年38万円以上の送金が条件として追加されました。これにより、多数の国外居住親族を扶養親族として申告することが難しくなり、実質的に扶養していないと扶養控除が受けられないという本来の姿になりました。

特に外国籍の従業員が多い製造業やサービス業の総務経理の方は、ご注意ください。



【非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】

	留学生	障害者	38万円以上の送金を 受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	_	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領する時	_	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、 現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に 38 万円以上の送金関係書類の確認をする場合 には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

	給 与 等 の	受 給 者		公的年金等の受給者
		扶養控除等申告書 等 ^(注) の提出時に 必要な確認書類	年末調整時 に 必 要 な 確 認 書 類	扶養親族等申告書 の提出時に必要 な 確 認 書 類
16歳以上30歳未満 又は 70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書 類」	「親族関係書類」
30 歳 上 70 歳 未	① 留学により国内に住所及び 居所を有しなくなった者	「親族関係書類」 及び「留学ビザ等 書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」及 び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書 類」	「親族関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38 万円送金 書類」	「親族関係書類」
	(上記①~③以外の者)	(扶養控除の対象外)		

(注) 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての 扶養控除等(異動)申告書」をいいます。以下同じです。